

法人の県民税・事業税の超過課税の概要

法的根拠	超過課税：地方税法第1条第1項第5号、不均一課税：地方税法第6条第2項					
実施目的	「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に要する財源に充てるため					
適用期間	令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用(5年間)					
税率	普通法人の税率のみを記載しています。特別法人の税率とは異なります。(単位：%)					
	区分	課税標準及び税率の適用区分			超過税率 (標準税率)	
	法人県民税 (法人税割)	法人税額			1.8(1)	
	法人事業税 (主なもの)	A・B・C以外の法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得	1.18(1)	
				付加価値額	1.26 (1.2)	
				資本金等の額	0.525 (0.5)	
			資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人※	所得	・年400万円以下の金額	3.71 (3.5)
					・年400万円超800万円以下の金額	5.618 (5.3)
					・年800万円超の金額	7.42 (7)
		A電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業		収入金額	1.06 (1)	
		B電気供給業 (小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入金額	0.8025(0.75)	
				付加価値額	0.3885(0.37)	
				資本金等の額	0.1575(0.15)	
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人※		収入金額	0.8025(0.75)		
		所得	1.9425(1.85)			
	C特定ガス供給業	収入金額		0.5184(0.48)		
		付加価値額		0.8085(0.77)		
		資本金等の額		0.336 (0.32)		
	※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、これらの額が1億円を超える法人と同様の税率区分が適用される場合があります。詳細は、 県税ホームページ で御確認いただくか、県税事務所にお尋ねください。					
	○ 法人事業税の超過税率については、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように設定しています。					
	○ 「中小法人に対する不均一課税」の対象となる法人は、上の表の()内の税率が適用されます。					
	○ 法人県民税(均等割)は、超過課税を実施しておりません。税率は、 県税ホームページ で御確認いただくか、県税事務所にお尋ねください。					
中小法人に対する不均一課税	【重要】次の基準に該当する場合は超過課税の対象となりません。					
	区分	不均一課税の適用基準				
	法人県民税 (法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人				
	法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人				
税収規模	1,400億円程度(5年間)					